

空海の遺告・遺誠について

古田 榮作

空海の遺告・遺誠として六種の文書が残されている。『弘法大師空海全集』や『弘法大師伝記全集』の編者も指摘しているように、その真偽についてはさまざまな疑問を残している。しかし、伝承されたこれらの文書は衣鉢を継ごうとする者ばかりでなく、また思想家空海の遺産を継ごうとする者への重大な影響を及ぼしていることは否めない。

今、これらを空海の真意を表明するものとしてとらえ、そこに教育者空海の姿を浮かび上がらせることは不可能であろうか。

本稿は、「弘仁遺誠」・「承和遺誠」・「遺告住山弟子等」・「遺告諸弟子等」・「遺告眞然大徳等」・「遺告諸弟子等」の六種の遺告・遺誠を教育の面から考察しようとするものである。これらのものの一は「遺誠」とされ、他は「遺告」とされているが、「遺誠」は、門弟・眞言宗信者への「遺訓」を直截に記すものであり、「遺告」とされるものは、その冒頭に空海の略伝を付しているとともに入定直前の日付が付されているという形式な差異がある。

(一)

まず「弘仁遺誠」について考察しよう。その日付からはこれら六種のものうちも最も古いものであるが、『弘法大師伝記集覧』には「大師、諸弟子ヲ箴誡シテ、三昧耶戒ヲ嚴持セシム」との記事が付されているし、入定に臨んで題を付したのではないかとの『弘法大師年譜』

の考察もある。

その内容は、「凡出家修道本期佛果」と弟子に語り、佛道修業に専念すべく出家したからには佛果を求め、「不要輪王梵釈家。豈況人間少々果報乎」と前生の善行に基づく世俗の地位や佛道修行者としての素質・才覚を要求せず、ましてや世俗の地位・名声という果報を求めてはならないとして、佛道への専心修行を強く要求している。発心して出家までして佛道に入門したからには、遠渉を厭わず、「趣向佛道非戒寧到」と戒律の遵守を強く求めており、「必須顯密二戒堅固受持清淨莫犯」と顯密二戒の堅持を強く求めている。つまり顯密の二戒を堅持すべきであり、清浄なる生活を送ることを求めている。

その上で彼は、「顯戒者三帰八戒五戒及声聞菩薩等戒。四衆各々有本戒」としている。この章句には「四衆各々有本戒」の句があり、すなわち比丘・比丘尼・優婆塞・優婆夷の各々に戒があるとし、またここに掲げられている「三歸」・「八戒」・「五戒」・「声聞戒」・「菩薩等戒」は四衆がそれぞれの立場で守るべき顯・密の戒であり、冒頭の「語諸弟子等」の等がひたすらに「佛果」を期す出家修行にとどまらず、空海を介して佛道に趣向しようとする者を指しており、単に出家修行ばかりでなく、佛道への信仰をもとうとする四衆、すなわち比丘・比丘尼・優婆塞・優婆夷であり、空海との縁あつて佛道に赴こうとする者をも含むのである。とすれば、広範に空海との縁をもつ者への「メッセージ」となり、近侍の者に示されるはずの「遺誡」としては異例のものではなからうか。

彼がここで指した「四衆」への「戒」は出家・在家を問わず①「三歸」 佛・法・僧に帰依を表明すること、帰依文として「帰依佛竟 帰依法竟 帰依僧竟」「南無帰依佛 南無帰依法 南無帰依僧」「自帰依佛 當願衆生 体解大道 発意上意 自帰依法 當願衆生 深入経蔵 智慧如海 自帰依僧 當願衆生 統理大衆 一切無礙」などを唱えること、②「八戒」 定められた日（六斎日）毎月八日・十四日・十五日・二十三日・二十九日・三十日の六日）に在家信者が一日一夜だけ守る戒で、不殺生・不偷盜・不婬・不妄語・不酤酒・不臥高廣大床・不花鬘瓔珞（香油・装身具を用いない）・不歌舞戲樂をいい、在家信者の六斎日の寺での修養のための一時的な戒であり、③「五戒」は在家・出家を問わず信者に要求される日常的な戒律であり、不殺生・不偷盜・不邪婬・不妄語・不酤酒であり、佛道を日常の生活に意識的に取り入れている在家信者の戒をさす。④「声聞戒」「菩薩等戒」は出家修道の戒を指すもので、明らかに佛果を期す者にあたるが、「声聞戒」は小乗の伝統的な修行者に対するものであり、他人のことを顧みず、自己の利（佛果を得ること）のためにのみ守る戒律であり、「菩薩戒」は

大乘戒・佛性戒（『佛性に根ざす戒』）ともいい、大乘の菩薩（『佛陀の教えを求めようとする修行者』）の受け保つ戒であり、この戒は止悪・修善・利他の三面を包括的にもっているので三聚淨戒ともいう。これらは顕教での戒であり、これに対して密戒は三摩耶戒（『衆生と佛・覺者とが平等一体となる生佛不二戒（後述）』）である。これらの戒は身三・語四・意三の十善（不殺生・不偷盜・不邪姪・不妄語・不綺語・不惡口・不兩舌・不貪欲・不瞋恚・不邪見）をなすことである。佛道を修養しようとする同行者としての出家・在家を問わない「僧伽」（佛道を實踐する者の共同体の一員）としての日常的もしくは一時的な戒律を示している。空海がことさら「三歸」・「八戒」・「五戒」・「声聞戒」・「菩薩等戒」を挙げることは、その名著『秘密曼荼羅十住心論』で考察した「異生羶羊心」から「秘密莊嚴心」に到る精神（信仰心）の発展に沿った信仰の深まりによる戒律の嚴格化ないしは深化を示そうとするものであろう。

これらの諸戒は「如是諸戒十善為本」と十善を本とし、「攝末歸本一心為本。一心之性與佛無異」と諸々の戒が一心という根幹に達し、それが佛と異ならないとした上で、「我心衆生心佛心三無差別。住此心即是修佛道。密戒者所謂三摩耶戒。」と我心と衆生心と佛心の三つに差異がなく、その境地に達すれば、佛道を極めた菩薩の域に達するとした上で、密戒は三摩耶戒だとするのである。即ち、一心と密戒である三摩耶戒とが同一だと論ずるのである。密戒は「密戒者所謂三摩耶戒。亦名佛戒。亦名發菩提心戒。亦名無為戒等。」とされ、「三摩耶戒」は佛戒とも名付けられ、また菩提心を發する戒であるとされ、また絶対の眞實に通じる戒である「無為戒」とも呼ばれ、衆生と佛とが平等一体となる生佛不二戒であるといわれ、眞言行者の根本的態度を誓う戒で、伝法灌頂を受ける直前に授けられる戒であり、三種菩提心（發菩提心・進趣心・誓願心）の三つを戒とすることをいい、伝法灌頂を授ける以前に授ける作法である。三摩耶戒は、①修行者と佛とが平等である。②人々を救済しようという佛の「誓願」。③悟りを妨げる障害を除去する。④なかなか悟りに到らない修行者を驚かし自覚させるとの意をもつ。空海は、この戒を保つ者は僧俗を問わず眞言密教の行者であり、この戒の内容（戒体）は信心、大悲心・勝義心・大菩提心であり、戒相は四重禁戒であるとするが、三摩耶戒の内容とされる信仰心、三心の一つとされる大悲の心、悟りを得ようとする心、自利他利を完成したいと求める心であり、それは相としては四重禁戒である①正法を捨てること、②菩提心を捨てること、③勝法を慳吝すること、④衆生を惱害することの密教の根本戒であるとする。

「知此意如護眼命。寧棄身命此戒莫犯」とこの密教の根本戒を具足しなければ慧眼は闇冥するので、身命を捨てても、この戒を犯してはな

らないとして厳しくその遵守を求め、この戒を守れない者は「非佛弟子非金剛子非蓮華子。」と釈尊の教えに従おうとする者でも、眞言密教を信仰しようとするものでもなく、更には佛教徒でもないとするのである。

こうした上で、師弟の関係は、最も親愛なる関係にある父子の関係が単に一生の関係にとどまるのに対して、この世に限定されるものではなく世間でも出世間でも、「抜苦與樂」の関係にあり、他生にも影響を与えるものとされる。

更に「若随我誠即是随順三世佛戒」と私の教えに随う者は三世の佛の戒に随う者であり、私の教えに違背する者は、単に私の弟子でないばかりでなく、佛の弟子でもなく、苦海に沈んでいて逃れることの出来ない者なのであり、共に暮らすことも出来ないの、私の所から消え去ってほしいとまで要求するのである。

空海に近侍する者には具体的に「諸近圓求寂近事童子等。奉行此等戒精修本尊三摩地速超三妄疾証三菩提。圓滿二利拔濟四恩。所謂冒地薩埵豈異人也。」として、「冒地薩埵豈異人也」と菩提薩埵すなわち菩提を求める求道者の戒であるとしている。菩提薩埵に対する戒として

- a 顯密の二戒を堅持し、実践せよ。
- b くわしく本尊の瞑想の境地（『内証（さとり）』を觀念してそこに住せよ。
- c 速やかに三妄執を超えて、疾く正覺を証せよ。
- d 自利と他利の二利を円満せよ。
- e 父母・衆生・国王・三寶の恩にこたえ、報恩の生活を送れ。

と諭すのである。ここでいう近圓は具足戒を受けた者、求寂は十戒を受けた者であり出家して佛道の修行に勤しむ者であり、近事とは在家で五戒を受けたものであり、童子は出家を願ひ比丘に侍座する児童であるので、やはり空海の弟子は出家にとどまらず、空海を通じて佛道に帰依しようとするものを対象としているのであり、戒の堅持・実践と本尊の三摩地（『等持、定、正定、定意、調直定、正心行處と訳され、昏沈掉舉を離れて心をして一境に住せしむる精神作用をさすものであり、『阿毘達磨大毘婆沙論』には「三摩地是何義耶。答由三緣故名三摩地。一平等故。二攝持故。三相似相續故。平等故者。謂無始來煩惱惡行邪見顛倒。令心心所偏曲而轉。由此定力令心心所於境正直平等而轉。故名三摩地攝持故者。謂無始來心心所法於境馳散。由此定力方便攝持令住一境。故名三摩地。相似相續故者。謂無始來心心所法善染

無記異類相續。由此定力前後一類唯善相續。故名三摩地。復次由三緣故名三摩地。謂住一境故。相續住故。正審慮故。復次由三緣故名三摩地。謂能持身令平等故。攝諸善法。令不散故。能令善心平等轉故。復次三緣故名三摩地。謂於所緣恒不捨故。任持種種勝善法故。令奢他摩毘鉢舍那住一所緣平等轉故。尊者世友作如是說。……能持種種勝平等法故名等持。……とあり、佛我不二を意味する平等、法の護持である撰持、佛道に限定せずその真理に通ずる所があるものは異類からも受け継ぐことを認容するのであり、別の相から見れば深く佛道に帰依し、佛の説く法を相続し、法の説くところを審慮することとなり、実践の側面から善心を持ち、それを実践し、自らを利するばかりでなく他者の救済を行なう立場に我が身を置くのが「三摩地」である。これらのことは、四恩に報い、利自利他の二利を満たすことであるし、「違我教誡即違諸佛教。是名一闡提。長沈苦海何時得脫。我又永不共住語。往去莫住往去莫住」と、この私の教えに背く者は佛教に背く者であり、長く苦海に沈むことを運命づけられている「闡提」であるので、私の弟子でもなく、佛道を修めようとする者に有害であるの私のもとから去れと要求するのである。

この「弘仁教誡」は『弘法大師伝記集覽』の指摘するように弟子たちに「三摩耶戒の嚴持」を求めるものであるが、空海はその『三昧耶戒序』の結尾で「諸佛名秘密三摩地、諸佛如來以此大悲勝義三摩地為戒。無時暫忘。何故以此名戒。戒有二種。一毘奈耶此翻調伏。二尸羅翻云清涼寂靜、觀一切衆生猶如己身及四恩。是故不敢殺害其身命觀衆生猶如己身。故不敢奪盜其所有財物觀衆生猶如四恩。故不敢凌辱汚穢觀衆生猶如己身四恩。故不敢欺誑。觀衆生如己身及四恩。故不敢以兇惡語罵詈觀衆生如己身及四恩。故不敢離間觀衆生如己身及四恩。故不敢貪求所有財色。觀衆生如身。故不敢瞋恚前人。觀衆生如己身。故不敢起愚癡心行。是則由大慈悲行願故。自然離十不善心。離十不善等即是調伏戒。由離其惡心故。心中得清涼寂靜、是則尸羅之戒。亦是饒益有情之戒、又以深般若妙惠觀前九種住心。云何無自性。謂如冬凍遇春即泮流。金石得火即消鎔。諸法皆從緣生無自性。是故異生羝羊凡夫一向惡心。遇善知識教誘故起愚童持齋心。愚童乘人信因果故起生天護戒心。嬰童無畏心。嬰童無畏心願殊勝解脫智故。依善知識誘發唯蘊無我拔業因種二乘心。二乘之人蒙諸佛驚誘故起他緣大乘心他緣大乘人願最勝果。故起覺心不生心。覺心不生人無自性故起一道如實心。一道如實心人蒙諸佛驚覺故發極無自性心。極無自性人願究竟最勝金剛心故發秘密莊嚴心。是皆由無自性故展轉勝進。以深般若觀無自性故。自然離一切惡修一切善。饒益自他衆生。即是三聚妙戒具足無缺。住秘密三摩地亦復如是。住此乘者。以此戒檢知自身心教化他衆生。即是秘密三摩耶佛戒也」と言っている。傳法灌頂の直前に行なわれる三摩耶戒が「衆生と佛

とが平等一体となる生佛不二戒で、対象に対して、まっすぐ平等に働き、他の対象に対して気が移ったり乱されたりしない心の状態を作り、保つ戒であり、佛道を修行し、悟りを得る菩薩の修行の道の入り口として、等持と定の二つを含む三摩耶戒が課されるのであり、それは大乘の教えとして利自利他の二利を（つまりは佛道修行者としての自己完成と衆生救済という他者への奉仕を）戒として課しているのである。

第二に『弘法大師伝記集覽』で「一味和合シ、四恩ノ廣徳ニ酬ヒ、佛道ヲ興隆セシム」と付記されている通り、僧伽の一員として佛道の興隆を図れがその要旨である。

「承和の教誡」では、「夫剃頭著染之類。我大師薄伽梵子呼僧伽。……僧伽梵名。翻云一味和合。」と剃髮し著染の衣を纏う出家者は僧伽と呼ばれ、僧伽は「如乳水之別護持佛法」とお互いが乳水和合して区別がないように、佛法を護持し、「利濟群生」と生きとし生けるものを利益せよ。その為には、「上下無諍論。長幼有次第。如鴻鴈之有序。」と金剛の弟子たちはもとより、善心の長者なども、意を等しくして、上下に諍論なく、鴻や鴈のように長幼の序を保ち、「長兄以寛仁調衆、幼弟以恭順問道不得謂賤貴」と長兄は寛仁をもって大衆を調え、幼弟は恭順をもって道を問うべきであり、佛道を修行するものは貴賤をいってはならないと諭すのである。「熟願出家本意」とつらつら出家の本意を顧み、入道の源由を尋ね、「三時上堂觀本尊三昧五相入觀早證大悉地」と晨・正午・昏の三時に上堂して、安置されている本尊と同一の境地に入るべく、「通達菩提心・修菩提心・成金剛心・証金剛心・佛身内滿」の精神状態に入って、悟りをひらき、「變五濁之澆風、勸三覺之雅訓」と現世における五つの穢れ（劫濁・見濁・煩惱濁・衆生濁・命濁）を変えて、佛における覺の三相（自覺・覺他・覺行窮滿）という佛の教えに達するよう勧め、「酬四恩之廣徳、與三寶之妙道」と父母・国王・衆生・三寶の広大なる恩徳に報い、佛道の興隆を期すべきであり、「自外訓誡一如顯密二教」と出家者として顯密の二戒を守り、「内外法律治擯而已」と出家者として恥ずべき行為があれば厳しく世俗の法令によって処罰するだけであるとしているのである。

「若違斯義。即名魔黨。佛弟子即是我弟子。我弟子即是佛弟子。魔黨則非吾弟子。吾弟子則非魔弟子。非我及佛弟子。」とこの義に違ひ、違越する者は、魔党にして佛弟子でもなく、我が弟子でもないと言つて、この訓戒の遵守を強く求めているのである。「弘仁の教誡」と「承和の教誡」の両者に共通する点は、

- ① 顯密二教の訓戒を専ら堅固に持すること〔顯密二戒を堅持すべきこと〕
 - ② 本尊の瞑想の境地（三昧）を觀想し〔三摩地を修め〕
 - ③ 五相成身觀に入つて、無上の悉地を証し、五濁の汚風を變じて三学の雅訓につとめ、四恩の広徳に報い、三宝の妙道を興せ（二利を圓満し四恩に抜濟する）
- であり、密教の教徒として顯密二戒の遵守、三摩耶戒の遵守、圓満抜濟を求めているのである。両者とも「一を以て十を知れ」との蛇足があり、この三摩耶戒の遵守などは例示として挙げたものとされるのであり、信仰の深化を奉仕の充実に置いているのである。

(二)

次に空海の遺告とされているものについて、考察しよう。上山春平氏の『空海』によれば、「原空海伝」の名に値するのは崩伝（『続日本紀』）だけであり、遺告はそれにくらべると時代もはるかに下り、原形にさまざまな手を加えた派生形態であり、遺告のすべてを偽作とした上で、「太政官符案并遺告」↓「遺告眞然大徳等」↓「遺告諸弟子等」↓「遺告二十五箇條」の順に成立したと推測している。

これらの遺告に共通することは、近親の弟子・信者への教誡に先立って弘法大師空海の略伝が付されており、四通の「遺告」には「吾初思及一百歳住世奉守教法。然而特諸弟子等。念永擬即生也。」の文言があり、また嵯峨天皇（『弘仁帝』）が空海に東寺を給与したとの記事を含み、「即為眞言密教庭既畢。師師相傳為道場者也。豈可非門徒者猥雜哉。」と東寺を眞言密教の修道の場として位置づけ、他の宗派の者の居住を認めないとしている。

上山氏が最初に成立したと推定している「太政官符并遺告」の日付は「承和元年十一月十五日」となっているが他の三通の日付は「承和二年十一月十五日」とされている。

「遺告眞然大徳等」と「遺告諸弟子等」は、東寺を眞言密教の道場とし、密教の教えを師師相傳せよと命じ、他宗派の出家等の雑住を容認しないことのみを記しているのである。

それに比し、「太政官符并遺告」と「遺告二十五箇條」は、単に東寺を密教道場とし、他宗派の者の雜住を認めないとするばかりでなく、弟子（現在の弟子ばかりでなく、将来東寺等に佛道修道のために入門する者をも含めて）に幾つかの教えを説いているので、この両者を照合してみよう。

「遺告二十五箇條」は表題の示すように、弟子たちへの二十五箇條の遺訓であり、二十五項目に及んで言及されているものであるが、「太政官符并遺告」も幾つかの遺訓を記している。

因みに「太政官符并遺告」の文言が「遺告二十五箇條」と共通するものを、列挙すると、「吾初思及于一百歲住世奉守教法。然而恃諸弟子等。念永擬即世。去弘仁十四年正月十九日。以東寺永給預於少僧。……即為眞言密教庭既畢。師師相傳為道場者也。豈可非門徒者猥雜哉。」が「遺告二十五箇條」の縁起第一に、「後生弟子雖不見吾顔。有心之者必知恩德之由。是吾非欲白屍之上更人之勞。護繼密教壽命。可令開龍華三庭謀也。入定之後往生兜率他天。可侍彌勒慈尊御前。五十六億餘之後。必慈尊御共下生可問吾先跡。亦未下之間。見徹（徹）雲官可察信否。努力努力勿為後疎。」とほぼ同文の「夫以東寺座主大阿闍梨耶者吾末世後生弟子也。吾滅度以後弟子數千萬之間長者也。雖門徒數千萬併吾後生弟子也。雖不見祖師吾顔。有心之者。必聞吾名知恩德之由。是吾非欲白屍之上更人之勞。護繼蜜（密）教壽命可令開龍三華庭謀也。吾閉眼之後。必方往生兜率他天。可侍彌勒慈尊御前。五十六億餘之後。必慈尊御共下生祇候可問吾先跡。亦且未下之間見徹（徹）雲官（管）可察信否。是時勤得祐。不信之者不幸。努力努力勿為後疎。」と縁起第十七にあり、また「是寺少僧私所建立。然而進官為御願庭者也。吾弟子等中先成立長者。一向應管攝。莫遺告誤。得一知萬（云々）。」は縁起第二十二にあり、「但大唐大阿闍梨耶所被付屬能作性如意寶珠。戴頂渡大日本國。勞籠名山勝地既畢。土心水師修行之嶮岫東嶺而已。努力努力勿令後人在處。是以密教劫榮末徒博博延。」が縁起第二十四にあり、「一山土心水師道場。每朔可修避地法。金人秘要阿闍梨心肝口決。」の文言が縁起第二十三に納められているし、「每後夜念誦畢。為護身而已」の文言が縁起二十三に見え、「實慧大德預東寺」と同趣旨の「以實慧大德吾滅後可為諸弟子依師長者」として縁起第二に、「眞雅大德請別人契約」は「以眞雅法師處分封納」とされて縁起第二に、「以弘福寺可屬眞雅法師」として縁起第三に記されている。「遺告二十五箇條」と「太政官符并遺告」とを照合すると、「太政官符并遺告」のほぼ全文が「太政官符并遺告」に含まれているのである。

(三)

次に、「遺告一十五箇條」の各項目（各縁起）について見てみよう。各縁起は次の「題目」が付されている。それを示すと、以下のようになる。

成立の由を示す縁起第一

實惠大徳を以て吾が滅度の後に諸弟子の依師長者と為すべき縁起第二

弘福寺を以て眞雅法師に属すべき縁起第三

珍皇寺（字 宕當寺）を以て後生の弟子門徒の中に修治すべき縁起第四

東寺を以て教王護国之寺と號すべき縁起第五

東寺灌頂院は宗徒の長者、大阿闍梨檢校を加ふべき縁起第六

食堂の佛前に大阿闍梨、并に二十四の僧の童子等を召し侍はしめて五悔を習誦せしむべき縁起第七

吾が後生の弟子門徒等、大安寺を以て本寺と為すべき縁起第八

眞言の場に宿住して、師師の門徒と為らんことを欲はん者は須らく情操を以て本と為すべき縁起第九

東寺に長者を立つべき縁起第十

諸弟子并に後生末世の弟子と為らん者は東寺長者を敬うべき縁起第十一

末代の弟子等に三論法相を兼學せしむべき縁起第十二

東寺に供僧二十四口を定むる縁起第十三

二十四口の定額僧を以て、宮中の正月後七日の修法の修僧に請用すべき縁起第十四

宮中の御願正月修法の修僧等、各々所得の上分を分ちて高野寺の修理雑用に充つべき縁起第十五

宗家の年分を試度すべき縁起第十六

後生末世の弟子、祖師の恩を報進すべき縁起第十七

東寺の僧房に女人を入れるべからざるの縁起第十八

僧房の内に酒を飲むべからざる縁起第十九

神護寺をして宗家の門徒長者大阿闍梨に口入せしむべき縁起第二十

輒く傳法灌頂阿闍梨の職位並びに両部の大法を授くべからざるの縁起第二十一

金剛峯寺を東寺に加へて宗家の大阿闍梨眷務すべき縁起第二十二

一山土心水師が建立する道場に、朔毎に避地の法三箇日夜を修すべき縁起第二十三

東寺座主大阿闍梨耶、如意寶珠を護持すべき縁起第二十四

もし末世凶婆非彌等にあつて、密華菌を破せんと擬せば、應に修法すべき縁起第二十五

この二十五箇條は例えば「東寺に長者を立つべき縁起第一」と「東寺座主大阿闍梨耶、如意寶珠を護持すべき縁起第二十四」のように明らかに同一の職位を示す東寺長者と東寺座主という別の語が用いられ、東寺座主の設置が大師滅後のことであり、その成立時期が大師滅後であることを示すものをも含んでいるのである。縁起毎にその成立年代に差異があることをふまえながら、各縁起をやや詳しく検討してみよう。

縁起第一は空海の伝記を記した上で、弘仁帝皇（嵯峨天皇）から賜った東寺を「成秘密道場努力勿令他人雜住。非此狹心護眞謀也。雖圓妙法非五千分。雖廣東寺非異類地。」と東寺を密教の道場とし、眞言宗の僧徒以外の雜住を認めない、というのは狹隘な心から雜住を禁ずるのではなく、釈尊が法を説こうとしたときに、五千人の増上慢が席をたつたという『法華経』「方便品」の故事に因んで、東寺も異類の住するところではないとして、「即為眞言密教庭既畢。師師相傳為道場者也。豈可非門徒者猥雜哉。」と東寺を眞言密教の庭とし師師相傳の道場とすべきことを求めた上で他宗徒の雜住を堅く禁じているのである。

空海はその著『辯顯密二教論』の冒頭において「夫佛有三身教則二種。應化開說名曰顯教。言顯略逗機。法佛談話謂之密藏。言秘奧應實

説。」と佛には三身(心身・報身・法身)があり、應身と化身の説は顕教と呼ばれ、その言説は顕略であり、相手の機根に逗っており、それに比して法身佛の言説は、密藏されていると謂われ、その言説は秘奥であり佛の説こうとする真奥を説いたものであるとしているが、釈尊の教への深奥を究めたいと欲う真言の修行者は、異類との交わりを避けて、只管真言を学ぶ必要があるとしたのであり、道場とか密教庭とかいう表現に修行の貫徹を求める姿勢が示されているものといえよう。

縁起第二は「以實惠大徳吾滅度之後可為諸弟子依師長者」と大師の死後は實惠大徳を弟子の依りどころとなる師・長者とすべきことを定めるのであり、その理由として、「夫以吾道興然。專此大徳信力也。」としているのであり、真言宗の興隆は實惠大徳の信仰の力によるものとしているのである。その上で、「以真言為本宗以顯教為邊教」と続けるが、後継者筆頭として、信仰のもっとも厚い實惠大徳を指名するに留まらず、宗門のあるべき姿として、空海の宗門が真言陀羅尼を尊び、顕教を邊教と位置づける密教であることを直截に表わし、更に「大經藏事一向預此大徳。」と佛教の經典一切の取り扱いを實惠大徳に委ねるのである。その理由として「未知情弟子等勿令封閉。」と情を知らない弟子には大藏經の開封を許さないのである。

縁起第三は「以弘福寺可屬眞雅法師」ことを記したものであり、實惠大徳などとともに空海の後継者の一人に数えられた大徳であり、縁起第二では實惠大徳没後の宗門の後継者に指名されている眞雅法師に名刹弘福寺の管理・運営を委ねようとする者である。名刹の弘福寺は白鳳時代の建立と考えられており、大官大寺・飛鳥寺・薬師寺と伍して飛鳥京・藤原京時代の四大寺とされ、朝廷の待遇も厚かったという。空海はこの寺を賜り、その東南院に止住したと伝えられ東寺の末寺に組み入れられていたが、宗門において重要な地位を占める弘福寺を眞雅大徳に委ねることを記している。また注目すべきことは、「但眞雅法師一期之後者。諸弟子等之中在前出身者可掌東寺。不可求年蔕次第。亦門徒之間以一成立可為長者。」と眞雅が東寺長者を終えた後は、諸々の弟子の中から佛道に秀でた者に東寺を管掌させることとし、入門の時期や修行の期間ではなく、佛道の理解度によって、悟りの深さによって選任することを明記したのであり、実力主義に依る登用を採用しようとしている。このことは、空海自身が数多の先輩を差し置いて惠果から青龍寺で兩部の灌頂を受け、惠果の後継者に指名されたことと無関係ではなからう。

縁起第四は「以珍皇寺(宇岩當寺)可修治後生弟子門徒之中」を定めるが、珍皇寺は祖師の故慶俊僧都の創建の寺である。興味深いこと

には、この題目を受けての本文は「依有諸門徒相共付属修治來者也。然則以能修治之人。任寺司可令住持。莫用不能者。」と諸門徒にその管理を委託して来たので、寺の維持・管理はその能力ある者を門徒の中から寺の役僧に選んで、寺を治めさせることを明らかにしており、能力に欠ける者の選出は避けねばならないと、修行者の自主的「管理」を定めていることである。いわば寺の役僧の互選を取っていたのではなからうか。

縁起第五は、「可號東寺教王護国寺」との題目を掲げるが、大唐の惠果大師が勅命によって青龍寺を代々の師から受け継いだ、その青龍寺は元の名を大官道場とされていたが、大善寺の大阿闍梨耶（≡不空三藏）が勅命を受けて眞言秘密道場とし、青龍寺と改号したのである。この故事に因んで、東寺を教王護国寺と名づくべきであるので、このことを奏上して許可を受けるべきであるとする。私の漢号も遍照金剛というので、よく心得ておいて欲しい。空海の漢号はともかく、東寺を「教王護国寺」と改号することは、勅を受けた東寺の皇室との、国家との密接な関係を保持することを強く求めていたのである。縁起第十四にみられる宮中での正月修法とも密接な関連があるものである。

縁起第六は「東寺灌頂院宗徒長者大阿闍梨可加檢校」と題するものである。空海が入山してしまったので、宗門の中核となるべき東寺に灌頂院を建立することは未だ成就してはいないが、わが志を継ぐべき實惠大徳は是非とも灌頂院の建立を完成して欲しいし、また灌頂を受ける阿闍梨は門徒の中で最初に佛道の悟りを開いた者にこそ授けるべきである。灌頂を受け、長者に選任されることを辞退するような者が出現したならば、その者は私の法統を継ぐ者とは言えないし、宗門の一員とも言えない。この一項は空海全集の編者も、東寺灌頂院の創建の年（承和十年へ八四三年）と推測されている）から考えて、その頃に書き加えられたものではないのかとの疑念を挿んでいる。

縁起第七は、「食堂佛前召大阿闍梨并二十四僧童子等可令習誦五悔」と題するものであるが、唐の青龍寺に倣って定めようとするものである。毎夜、修行僧とその仕えの童子が食堂佛前で五悔の習誦をすることを定めている。五悔は金剛界の懺悔礼佛であり、至心帰命・至心懺悔・至心随喜・至心勧誡・至心廻向の五段からなるとされるものであるが、この阿闍梨と童子の五悔への参加は札で確認するが、比丘に侍座する童子の学習の費用（紙墨料）は（修行者）大衆の収入の一割を割くことを定めており、宗門として後継者の育成に力を注ぐことにとめるべきであるとしていることは興味深い。またたとえ出家を希望して童子となった者であっても「但遂不可成出者。雖常住寺内。更強喚不可令此庭列。」と成業（≡佛果）を期待できない者は、寺内に住することを認めず、呼び出してこの行事に参加させることをしてはなら

ないとするのである。換言すれば、童子の器量を鑑みてその品性を見定めて参加者を定めるべきであるとしており、金剛界の五悔とともに胎藏界の懺悔礼佛である、九方便（九種の偈頌）は、優秀な僧を召集して毎晩行なうべきであるとして、金剛・胎藏両界の懺悔礼佛を優秀な後継者だけによって執り行われるべきことを明らかにしている。巷間の伝承ともなっている、一族郎党の中から佛門に入る者を出す一族は栄えるとのことから、進んで在家の信者が一族の子弟を出家させたことともつながっているのではなからうか。鎌倉新仏教と違って庶民の信仰とは縁の薄いこの時代の佛教信仰にも、一族の菩提寺への出家ということが稀ではないことを物語っているのではなからうか。こうしたことがここにいう、佛果を得られるにはあまりにも乏しい才能の出家に結び付いたものと察せられる。才能の欠ける者はこうした作礼には参加させず、早く寺内から去ることを言外に求めているのである。ここにも青龍寺の軌則が用いられていることから大師の存命中の意志であろうと思われる。

縁起第八は「吾後生弟子門徒等以大安寺為本寺」を題目とする。大安寺は、兜率天の宮殿のような構えであり、祇園精舎の役割を果たしている。その本尊の釈尊像は智法身の相であり、私（＝空海）が初めて佛道修行を志した契機となった、祖師の道慈律師が推古天皇の御願いを実現したといういわれのある寺であり、私の師である石淵贈僧正がこの寺を本寺として、その弟子を入住させたので、私もこの寺を本寺とする。私には東大寺南院を建立せよとの勅命が下ったので、しばらくの間は便宜的に弟子を東大寺に入住させてきた。今、私の本意を思い返してみれば、先師の寺である大安寺は勝れた場所であり、先師が地を嘗めて建立したものである。私の弟子や後生の門徒はこの寺を本寺として、釈尊にお仕えすべきである。師資の血脈は別紙に記されている。この血脈を絶やすことなく修行に励めと諭すものである。師から弟子への法統の継承を、入住して共同生活する中での継承を条件づけている。

縁起第九は「宿住眞言場欲為師師門徒者先須以情操為本」と題するものであるが、「夫以大唐眞言宗門徒本自不問他徒。從赤子時得人之子教為弟子。如螟蛉以他子為己子。後令出家。如是繼佛性門者也。然則准彼看定赤子勞養決心惟彼操行。……叶道理者留護習道。若使為門徒内之操行宜者。非簡我師人資。汲引繼密教性。設令雖親弟子。操意不調者、簡略不可同共。」と唐の眞言宗の弟子育成の例に準じて他宗派の弟子を交えずに育成し、赤子の時に童子として受け入れ、操行順良で佛性に叶う資質をもつ者に佛道修行をさせるとするのである。この項目は、一に眞言密教の教えを継ぐべき者は赤子の時から寺で預かって育成することであり、二には佛道修行に適さない者として操行順良を

掲げ、三には「非簡我師人資」と素質をそれほど重んじないことに特質があらう。

縁起第十は「東寺可立長者」とされるものであるが、この項目では、「末世後生弟子之内成立僧綱者。非求上下藤次。以最初成出可東寺長者」と寺の役僧の選任は藤次の前後によるのではなく、佛道の成就の具合によって選任すべきことを求めている。経歴よりも実績を重視する姿勢が示されているが、縁起第六の項目で見たような、佛果の成就を重視する指向との共通性が伺われるのである。

縁起第十一は「諸弟子等并為後生末世之弟子者可敬東寺長者」と題されるものであるが、宗門の僧の秩序は唐の青龍寺の「無有他類。……諸衆共和調情操令無噉事」と一門の和調を求め、「一心専念可將敬尊座主官長」と宗門が一致して東寺の座主官長を尊敬して、一門が協調しなければならぬし、「亦我師人師勿為限別。亦分慈眷勿簡我資人資。」と同門の者は同門の指導者として、己が師、己が弟子、他人の師、他人の弟子と区別してはならず、同志として先達として、同行者として指導を受けたり、助言を与えたりすべきであるとしており、宗門意識に基づいて眞言密教の深奥を究めようとしているのである。

縁起第十二は「末代弟子等可兼學三論法相」を題目とするものであり、三論法相の兼學を末代の弟子にも求めるものである。その本文には「眞言之道密教之理。同入性之故入阿字之義也。」と端的に密教の眞理が阿字の義にあると示す。阿はサンスクリット語のアルファベットの最初の文字であり、この字は万有の根源を象徴した字であり、密教においては不生不滅であり、万物の本源であるとされるが、空海はその著『吽字義』において「一吽字相義分二。一解字相。二釋字義。初解字相者又分四。四字分離故金剛頂釋此一字具四字義。一賀字義。二阿字義。三汚字義。四麼字義」と、吽の字の字相の一つに阿字義があるとした上で、「二阿字義者。訶字中有阿聲。卽是一切字之母一切聲之體一切實相之源。凡最初開口之音皆有阿聲。若離阿聲則無一切言說。故為衆聲之母。若見阿字則知諸法空無。是為阿字字相」と阿字の字相を示し、その字義を「阿字實義有三義。謂不生義空義有義。」とその字義には不生義・空義・有義の三つがあるとした上で、「如梵本阿字有本初聲。若有本初則是因縁之法。故名為有。又阿者無生義。若法攬因縁成則自無有性。是故為空。又不生義者卽是一實境界卽是中道。……又大論明薩婆若有三種名。一切智與二乘共。道種智與菩薩共。一切種智是佛不共法。此三智其實一心心得。為分別令人易解故作三種名。卽是阿字義。……凡三界語言皆依於名。而名依於字。故悉曇阿字亦為衆字之母。當知阿字門眞實義亦復如是。遍於一切法義之中也。……如是觀察時則知本不生際。是萬法之本。猶如聞一切語言時卽是阿聲。如是見一切法生時卽是見本不生際。若見本不生際者是如實知自心。如實知

自心即是一切。智智。故毘盧遮那唯此一字為眞言也。……所謂甚深秘藏者衆生自秘之耳。非佛有隱也。是則阿字之實義也。又經云。阿字者是菩提心義。是諸法門義。亦無二義。亦諸法果義。亦是諸法性義是自在義。又法身義。如是等義皆是阿字實義也。」と、梵本の阿字の如きは本初の声（||意味）があるとしてとして、もし本初の意味があれば因縁の法があるとして、有と名付けることができ、阿は因縁の法によって成ずるので自ら性をもつものではないので、無生を意味するから空とし、不生の義は一實（||眞如）の境界である、すなわち中道であるとした。『大智度論』は薩婆若（||一切智||佛の悟りの智慧）は三つの名をもつことを明らかにした。それは声聞乘と縁覺乘の二つのものと共通のものであり、道種智は菩薩の智慧と共通のものであり、一切種智は佛だけの智慧である。この三つの智慧は、佛の實際の中において得られる一つのものであるが、衆生に理解しやすいように三つに分けて三種の名をつけたのであり、すなわち阿字の義である。凡そ三界の語はすべて名をもつて表現するのであり、その名はすべて字によって表現されるのであって、悉曇の阿字もまた諸々の字の母とされているのである。それゆえに阿字門の眞実の義は一切のものの法義の中に遍く存在していることを知るべきであり、このように一切の語言を聞く時にこの阿の音を聞くように、一切のものを観察すれば萬法の本である、本不生際を知るるのであり、本不生際を知るならば自らの心を見るのであって、自らの心を知る者は知ること是一切智を知ることなのであり、それ故に故毘盧遮那はこの阿の一字を以て眞言とされたのである。所謂甚深秘藏は衆生が自ら秘しているのだけであって、佛が隠されたのではない。これが阿字の実義なのである。また『守護國界陀羅尼經』では「阿字は菩提心なのであり、諸々の法門の義であり、無二の義であり、諸々の法果の義であり、又諸々の法性の義であり、自在の法の儀であり、法身の義でもある」と説いているし、これらの義は皆阿じの實義であると説いている。阿字についていささか過分に示したが、阿の字相から衆生の母であり、諸々の法の空無を知る字相であり、阿字の字義からは不生・空・有の義をもち、法身の義をもつとするのである。

阿字の義に入る必要を説いた上で、御遺告は「然而案萬物意、皆在内外。然則以密為内以顯為必可兼學」とすべての物に内外の両面があり、密教を内とし、顯教を外としてその兼学を定める。題目には三論法相の兼学を定めるが、顯教を代表するものとして三論・法相の兼学を定めたのであろう。三論は龍樹の『中論』・『十二門論』と提婆の『百論』であり、空の哲学（||中觀）を説くものである。また、法相は無著・世親（||天親）が説いた心識から独立に存在するものを認めず、すべてのものは心識の所産であるという所説を説く唯識学派ないし

瑜伽行派の説いたものであり、インド大乘佛教の思想を代表する中観・唯識の両学を三論・法相の宗派を以て代表させたものであり、七・八世紀頃からインド佛教界において密教が隆盛を極めるが、密教における秘儀的な儀礼・作法も、その哲学的・教理的な基盤は中観・唯識両学派によって織り成された思想にあり、その思想は密教に対する顕教として、密教の門に入るに先立って必ず学習されねばならなかつたが、それに依拠して三論・法相の兼学と表明されたものである。空海は『秘密曼荼羅十住心論』やその精髓の要約とされる『秘藏寶鑰』で信仰を基盤に人間の心の様相の発達を考察している。ここで、『秘藏寶鑰』に示された心の様相の発達の様相を概観してみたい。

『秘藏寶鑰』はその冒頭に

悠悠悠悠太悠悠

内外縁綯千萬軸

杳杳杳杳太杳杳

道云道云百種道

書死諷死本何為

不知不知吾不知

思思思思聖無心

牛頭嘗草悲病者

斷蕃機車愍迷方

三界狂人不知狂

四生盲者不識盲

生生生生暗生始

死死死死冥死終

という生に暗く死にも冥い生きとし生ける者の嘆きを、力強い生命讃歌・人間讃歌に転ずるために、千萬の典籍と百種の道に立ち向かう決

意を示す詩が掲げられている。その上で「住心深淺經論明説具列如後」として頌の形で

歸命金剛内外壽離言垢過等空因

作遷慢如眞乘寂制體篋光蓮唄仁

日幢華眼鼓勃馱金寶法業歌舞人

捏鑄尅業威儀等丈夫無礙過刹塵

我今蒙詔撰十住頓越三妄人心眞

褰霧見光無盡寶自他受用日彌新

輓祖求伽梵幾郵到本床

如來明説此十種入金場

已聽住心數請開彼名相

心名後明列諷讀悟迷方

とした上で、この十種の心の様相を次のように示す。

第一異生羝羊心 凡夫狂醉不悟吾非但念姪食如彼羝羊

第二愚童持齋心 由外因縁忽思節食施心萌動如鼓遇縁

第三嬰童無畏心 外道生天暫得蘇息如彼嬰兒犢子隨母

第四唯蘊無我心 唯解法有我人皆遮羊車三藏悉攝此句

第五拔業因種心 修身十二無明拔種業生已除無言得果

第六他縁大乘心 無縁起悲大悲初發幻影觀心唯識遮境

第七覺心不生心 八不絶戲一念觀空心原空寂無相安樂

第八如實一道心 一如本浄境智俱融知此心性號曰遮那

空海の遺告・遺誡について

第九極無自性心 水無自性遇風即波法界非極蒙警忍進
第十秘密莊嚴心 顯藥拂塵眞言開庫秘寶忽陳萬德即證

とした上で第一異生羝心を

凡夫盲善惡不信有因果

但見眼前利何知地獄火

無羞造十惡空論有神我

封著愛三界誰說煩惱鎖

と頌で示し、第二愚童持齋心を

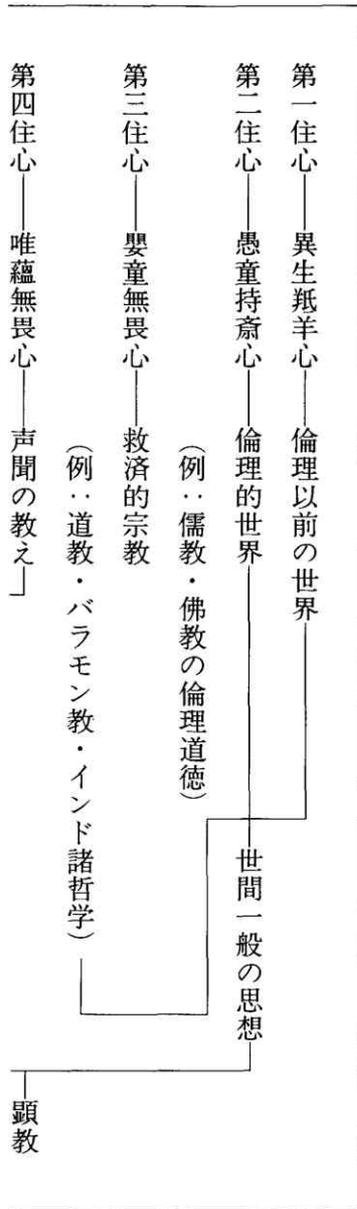
愚童少解貪瞋毒歛爾思惟持齋美

種子内熏發善心牙庖相續尚英軌

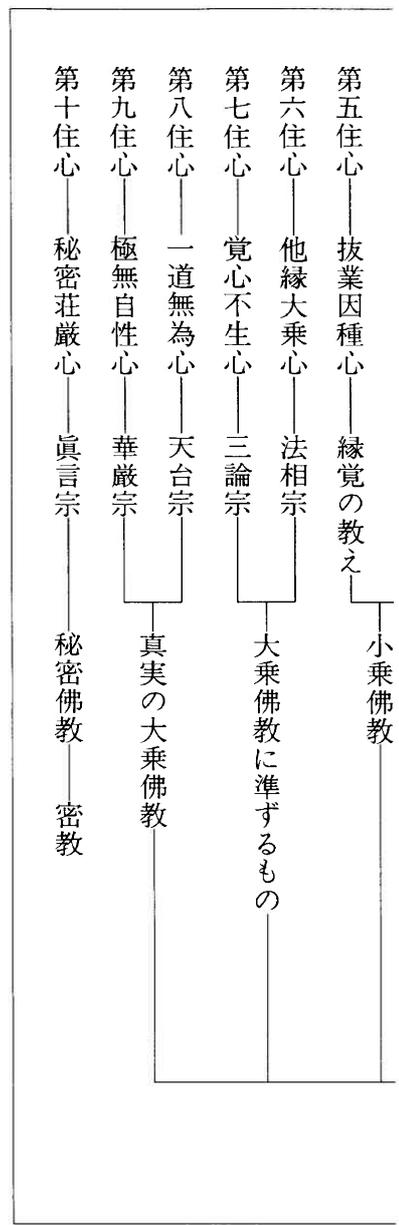
五常十善漸修習粟散輪王仰其旨

として食欲と性欲にとらわれた存在である異生羝羊心と倫理を踏まえて行動する第二段階の愚童持齋心を示しているが、ここに示された十種の心の様相を宮坂宥勝は次のように体系付けている。

表 十住心体系



宮坂宥勝著 「秘密の世界」
(一部改正『仏教の思想』9
「生命の海」〈空海〉所収)



宮坂氏に依ってここで検討してきた法相・三論に該当する第六他縁大乘心と第七覺心不生心についての『秘藏寶鑰』の頌としてまとめられているところを見てみよう。

第六他縁大乘心についての頌は

心海湛然無波浪識風鼓動為去來

凡夫眩著幻男女外道狂執蜃樓臺

不知自心為天獄豈悟唯心除禍災

六度萬所三劫習五十二位一心開

煩惱所知已斷淨菩提涅槃是吾財

四三點德今具足不覺外求太悠哉

言忘慮絶遍法界沈萍一子尤可哀

と、心の海が平穩で波すら立っていないが、迷いが心に去来すれば、平穩な心にも波が立ち、凡夫は著しく幻のような男女關係に眼が眩むが佛教以外の教えでは蜃氣楼のような台に狂って取りすがろうとして、自ら心に天国と地獄を作り出したことを知らない。そのようなこと

空海の遺告・遺誡について

でどうして心の禍災を取り除くことができようか。一切の善行の根本である布施・精進・禪定・智慧の六度を三劫という長い時間行い、十信・十住・十行・十廻向・十地・等覺・妙覺の五十二位といわれる菩薩の数多い修行段階も、己の一心の中に開かれる。煩惱と認識対象である所知を断じて淨らかなになれば、さとり心の安らぎ（『菩提涅槃』はわが財物となり、淨・樂・我・淨というさとり世界の四つの価値と法相・般若・解脱という三点も、今や具有している。このことをさとらず、自分のこの外の外に求めることはなほだ愚かなことであり、真理の世界（『法界』は言葉すらなく思慮を絶するほどに遍く存在しているが、このことを知らないで水草のように生死の海に沈む人は哀れむべきであるとして、知識と感情の両面での心の迷いを取り去ることが求められ、菩薩の実践修行を経て、法身・報身・応身の三身の佛を完成し、常・樂・我・淨の四つの徳を具えることである。しかし空海はまだ心の本源に到っていないとしている。

法相宗の唯識思想では、われわれの根源的意識の中には、宗教的人格形成のさまざまな可能性が含まれており、①必ず聖者のさとりを得る可能性をもつ声聞定性、②必ず緣覺のさとりを開く可能性をもつ緣覺定性、③必ず絶対の自覺を得る可能性をもつ菩薩定性、④には①②または①②③のいずれかの可能性を有するところの、不特定の不定性、⑤いかにしてもさとりを開くことのできない無性の五性各別が、それであり、あらゆる者が絶対の自覺に到達することができるとする大乘仏教の基本的立場である「一切衆生悉有佛性」とは相反する。

その上位に置かれた第七覺心不生心は

因緣生法本無性空假中道都不生

波浪滅生但是水一心本自湛然澄

色空不壞智能達眞俗宛然理分明

八不利刀斷戲論五邊面縛自降平

心通無礙入佛道從此初門移心亭

と要約されるが、「無所得空」を説く空の哲学に依拠する三論宗を、因緣によって生じたものは、それ自体の性質を持たない。それは空であり仮の存在であり、それを止揚した中道であって、すべては絶対のものである。波が生まれたり消えたりするのは一水以外のものではない。一心は本来、心穏やかにして澄みわたっているものである。色も空も深く認識すれば、宗教的な絶対的真理も世俗的な真理も明瞭とな

り、不生・不滅・不斷・不常・不一・不異・不去・不來の八つの否定を行なう鋭利な刀は迷妄な戲論を断じ、概念的な認識である五邊（生・滅・不生不滅・亦生亦滅非生滅・非不生滅）をすべての面で拘束するものを降して平穩であり、心は障害なく佛道に入る。此の最初に通るべき門から心の建物に移っていく。この第七覺心不生心は明確に發展途上の通過点とされているのである。

この通過点である第七覺心不生心の次に第八如實一道心・第九極無自性心・第十秘密莊嚴心と發展していくのであるが、第八如實一道心のまとめとしての頌は

前劫菩薩作戲論此心正覺亦非眞

無為無相一道淨非有非無不二陳

心境絶泯常寂土語言道斷遮那寶

身心也滅大虚等随類影現變化仁

と天台教学の要理を捉え、先に取り上げられた（第六他縁大乘心と第七覺心不生心）の長期間修行を積む菩薩の説いた論はこの第八如實一道心のさとりとを較べると眞とはいえないし、この正覺とされるものも眞とはいえず、無為無相の一道は淨であり、非有非不二の道であることを陳べると、心（＝認識主体）と境（＝認識対象）の対立を超えてこそ常寂土（＝法身佛の淨土）があり、その住民は言語表現を断つたものであり、毘盧遮那の賓客であり、身心滅却の境地は虚と等しく、人の類（＝宗教的素養）に随って影を現わす変化自在の仁を具えたものであるとして毘盧遮那の偉大さを語るものであり、第九極無自性心の頌は、

風水龍王一法界眞如生滅歸此岑

輪花能出體大等器衆正覺極甚深

緣起十玄互主伴吞流五教海印音

重重無礙喻帝網隱隱圓融錠光心

花嚴三昧一切行果會十尊諸剎臨

雖入此宮初發佛五相成身可追尋

空海の遺告・遺誡について

と華嚴哲学の要旨を「風水龍王は法界の眞如（||実在）と生滅（||現象）とが一に帰すのであり、輪多梨花は一切法の眞如である、體大等を能く現わし、自然界と人間の自覚は、極めて深甚であり、縁起性の無碍を示す十種の範疇（||十玄門||同時具足相應門・広狭自在無礙門・一多相容不同門・諸法相即自在門・隱密顯了俱成門・微細相容安立門・因陀羅網法界門・託事顯法生解門・十世隔法異成門・主伴円明具徳門||華嚴宗で説く四種法界の中で、事実無礙法界の特徴を十方面から説明したもの）は五唯（||声・触・色・味・香）として互に主となり従となり、五教（小・始・終・頓・円）を呑み込むものは、海印三昧の音であり、万有は、すべて個物と個物とが重重無礙であり、帝網（||インドラ神の網||珠網）に喩えるとおりであり、網隱圓融たる錠光佛の心を現わし、華嚴三昧は、一切の修行の佛果であり、十尊諸刹といわれる佛たちが臨在されるのであるが、この宮に入るといへども、初発の佛であり、五相成身（①通達菩提心、②修菩提心、③成金剛心、④證金剛心、⑤佛身圓滿）觀を求め尋ねるべきであるとして、第十秘密莊嚴心へと進むべきとするが、その頌は、

九種住心無自性轉深轉妙皆是因

眞言密教法身說秘密金剛最勝眞

五相五智法界體四曼四印此心陳

刹塵渤馱吾心佛海滴金蓮亦我身

一字門含萬像一一刀金皆現神

萬徳自性輪圓足一生得證莊嚴仁

と眞言密教の法身説が秘密で最高の眞理であるとし、五相成身と五智（||①法界体性智、②大円鏡智、③平等性智、④妙觀察智、⑤成所作智）と六体大（||法界||地・水・火・風・空・識）と四つの曼荼羅（||大曼荼羅・三摩耶曼荼羅・法曼荼羅・羯磨曼荼羅）と四つの印相（大智印・三昧耶智印・法智印・羯磨智印）はこの心を陳べており、無数の佛はわが心の佛であり、海の滴のように無数の金剛部（||永遠性を象徴する部門）・蓮華部（||純粹性を象徴する部門）の菩薩も、我が体に他ならない（||大曼荼羅についての説明）し、一字門（阿などの五十字門、すなわち十六母音、三十二父音）は萬像を含み（||法曼荼羅の説明）、一一刀金剛杵は皆不思議な働きを象徴する神の姿を現わし（三摩耶曼荼羅を説明する）、自らの心に備わる価値の本性は有機的に関連しながら統一を保っており（||羯磨曼荼羅の説明）この現世で生

きたままで秘密莊嚴の自覚を得ることができるのであるとしている。

この縁起第十二ではさらに密教の深奥を究めるためには、顕密の両学を合わせて学習すべきであり、眞言の修行者は密教を本として末である顕教を重んじてはならないとし、能力の不十分な者は本業である密教の道に精進し、修行すべきであるとしている。空海は『辯顯密二教論』で「夫佛有身三身教則二種。應化開說名曰顯教。言顯略逗機、法佛談話謂之密藏。言秘奧實說。顯教契經部有百億。分藏則有一十五十一之差。言乘則有一二三四五之別。談行六度為宗。告成三大為限。是則大聖分明說其所由。若據秘藏金剛頂經說。如來變化身為地前菩薩及二乘凡夫等說三乘經法。他受用身為地上菩薩說顯一乘等。並是顯教也。自性受用佛自受法樂故與自眷屬各說三密門。謂之密教。」と佛には三身（応身・化身・法身）の三つがあり、その教えは顕密の二種があり、応身・化身の教説は顕教といい、その言説は顕略であり、相手の機根（宗教的素質）に応じて説かれたものである。これに対して法身佛の説法を密教というが、その内容は秘奥であり眞実である。顕教に属する經典は百億部もあり、そこには、十藏・五十一藏の区別があり、一・二・三・四・五乗とする分類があるし、修行のうえでは六度（布施・持戒・忍辱・精進・禪定・智慧）を基本とし、成佛するには三大無数劫といわれる長い時間を要すると説かれており、これらは偉大な聖者釈尊によって明らかにされたものである。もし『秘密金剛頂經』の説に依拠するならば、如來の變化身は、十地以前の菩薩と、声聞・緣覚、および凡夫などのために三乘（声聞乘・緣覚乘・菩薩乘）の教えを説き、他受用身（他者のためにさとりを楽しむを享受させるもの）は、十地以上の菩薩のために顕教の一乘を説かれたのである。これらはみな顕教である。これに対して自性身（それ自体の本性を身体とする佛）と自受用身（自らさとり境界を享受するもの）とは、自ら眞理の楽しみ（法樂）を味わうために、自らの随伴者（眷屬）とともに、身体の秘密・言葉の秘密・意の秘密において佛と平等の境地にひたる教え（三密門）をそれぞれ説いたのである。これが密教であるとしているのであり、さらに「縱使觸顯網以抵箝壅權關以稅駕。所謂息城之賓。愛楊葉兒。何能得保盡莊嚴恒沙已有」と、顕教の網に触れたものはあたかも羊が垣根に頭を突っ込んで抜き差しならぬ状態に陥ったようにかりに設けた関門に塞がれて休息したり、化作された都城を尋ね求める遠方からの客人が休息し、楊の葉を（黄金と違って）愛する児のように、どうして無尽莊嚴で恒（河）沙のような自分自身の本性（功德）を保つことができようかと密教こそが無尽莊嚴で無量の功德を有しているわれわれ自身の本性に気づかせるものであるとした上で、問答形式で「問。顯密二教其別如何。答。他受用應化身隨機之說謂之顯也。自受用法性佛說內證智境是名秘也」と顕教は他

受用身と応化身による対機説法をいうのであるのに対し、密教は自受用身や法性身の佛が、自らのさとり境地を解き明かした教説であるとし、その結論部分で「顯密之義重重無數。若以淺望深深則秘密淺略則顯也。所以外道經書亦有秘藏名。如來所說中顯密重重。若以佛說小教望外人說即有深密之名。以大比小亦有顯密。一乘以簡三立秘名。總持擇多名得密號。法身說深奧應化教淺略。所以名秘。所謂秘密且有二義。一衆生秘密。二如來秘密。衆生以無明妄想覆藏本性眞覺故曰衆生自秘。應化說法逗機施藥言不虛故。所以他受用身秘內證而不說其境也。則等覺希夷十地離絕。是名如來秘密。如是秘密名重重無數。今謂秘密者究竟最極法身自境以為密藏。又應化所說陀羅尼門。雖是同名秘藏。然比法身說權而不實。秘有權實隨應攝而已」と顯・密の意義については幾重にも説がある。淺・深の對比でいうなら、深は秘密であり、淺略は顯である。また、如來の説いた教えにも顯・密は幾重にも捉えることができる。もし佛の説かれた小乗の教えも、外道の教えと較べれば、これを深密といえよう。また大乘と小乗を比較すれば、そこに顯密の別ができよう。また一乗教は三乗教から選別されたのであるから、これも秘密といえる。總持（『陀羅尼』は多名句（『文章』）から選別して密号を得ている。法身の説は深奥であり、応化身の教えは淺略とする。故に秘と稱するのである。所謂秘密には、これを大別して二つの意味がある。一つには衆生秘密、二つには如來秘密である。衆生には根源的無知（『無明』・妄想によって、本性の眞の悟りを覆い藏してしまふから、これは衆生が自ら秘密にする（『衆生自秘』）との意味である。これに対して、応化身が説く教えは、相手の素質・力量に応じて薬を施す様に、その教えの内容は、極めて実のあるものである。したがって、他受用身もその内面的な悟りは、たとえ等覺位にある菩薩も踏み込めない境地であり、十地の菩薩にも絶離した境地であるから、あえてこれを秘して説かないので、これを如來秘密という。このように秘密の名は幾重にも論ずることができる。今、秘密について、究極にして最極の法身如來の自らの境地を秘密藏とする。また、応化身の説く陀羅尼門は、同じく秘藏とされるが、これを法身の説と比較すれば、かりものであつて、眞実ではない。このように秘密・秘藏にもかりのものと眞実のものとの區別があり、時により、場に応じて、これを受け取るべきであるとしており、応化身の対機説法は顯であり、自受用身や法性身の説かれた教説は密であるが、佛説は外道の説に比べれば、密であるように、顯密には相対的なところもあるが、秘密には衆生自秘と如來秘密との二種があるとしているのである。

また眞言宗に認められた定額僧の内、宗義の講説に当たるべき者はその人の希望にかかわりなく、定額僧である門徒の中で智行に優れた者を選ぶべきであるとの趣意を示す。この項目では、一に一切の眞理が密教の至極である阿字に帰すが、その至極に到達する為には三論法

相をという顕教を兼学しなければならぬこと、二に顕密の兼学の能力に欠ける者は密教のみに専念すること、三に対外的な宗義の講説などは宗門の内智行に優れた者を、その人の希望にかわりなく選出することを定めている。

縁起第十三は「東寺定供僧二十四口」はこの寺の定額僧は弘仁十四年十一月十日の官符では五十口と定められているが、諸般の理由（主として東寺造営の費用、莊園からの収入の滞り、東寺の供養料の低さ）から、二十四口として上表しなさい。二十四人の内、二十一人は修学練行の者とし、残りは役僧として、東寺の造営・経営にあたるべきであるとする。定額僧の削減を上表すべきであるとの詞には興味ふかひものがある。

縁起第十四は、「可請用以二十四口定額僧宮中正月後七日御願修法僧」と題されるものであるが、これも唐の青龍寺の例に倣って正月に行なわれる宮中の修法を執り行えとするものである。定額僧の削減を申し出たにも関わらず、国家から給預された寺として、十五人の僧を宮中に向かわせて、「国家安泰」等を祈願させよというものである。

縁起第十五は「宮中御願正月修法僧等分各所得上分可充高野寺修理雑用」であり、これも青龍寺の例に倣って、宮中から下される正月の施物を、修禪の場である高野寺の維持・運営のために用いると定めており、宗門の経済的な困窮を救う方便として宮中修法が軽からぬ意味をもっていたのである。

縁起第十六は「可試度宗家年分」と題するものであり、眞言宗への年分度者は東寺の年分度者として認められたものであるが、高野寺を荒廃させないためにも、高野寺にも年分度者を下されるように願い出るべきであり、宗門の代表者たる東寺の大阿闍梨はそのように取り計らってほしい。この宗門への定額僧は高野山で試験をして東大寺で具足戒を受けた後、高野山で三年修行し、その後各々師について密教を学ぶべきであるとしている。高野山の定額僧は高野山での修行と東大寺での具足戒の受戒を義務付け、先の三論・法相の兼学とともに最澄の台密の場合とは異なって、南都佛教との密接な関係の保持を定めているのである。

縁起第十七は「可報進後生末世弟子祖師恩」とされるものであり、法燈の維持を重んずるばかりでなく、「繼密教壽命可令開龍三華庭」と祖師の恩徳に報いることとし、「門徒數千萬。併吾後生弟子」として「雖不見祖師吾顔。有之心者。必聞吾名號知恩徳之由」と大師の恩徳を忘れるなと諭し、門弟の行動に対して僧尼令に定めがなくとも、碁や琴瑟に心を奪われるようなことがあつてはならないとしている。

縁起第十八は「不可入東寺僧房女人」を定めるものであるが、ただ単に女人は佛道修行の障害となるのではなく、「女人是萬性本弘氏繼門者也」とした上で「於佛弟子親厚諸惡根源嗽嗽本也」とし、その根拠を「六波羅蜜經」に「親近善法皆盡云々」に求めているのが深い。

縁起第十九は「不可飲僧房内酒」を定めるが、これも「酒是治病珍風除之寶矣。然而於佛家為大過者也」と心もとなく切り出すのである。飲酒による過失を『長阿含經』（「善生子經」に「夫酒有六變當知。何謂六。為消財。為致病。為與爭。為多怒。為失譽。為損智。」とある）や『大智度論』（「尸羅波羅蜜義」に「酒有三十五失。何等三十五。一者現世財物虛竭。何以故、人飲酒醉心無節限、用費無度故。二者衆病之門。三者鬪諍之本。四者裸露無恥。五者醜名惡聲人所不敬。六者覆沒智慧。七者應所得物而不得。已所得物而散失。八者伏匿之事盡向人說。九者種種事業廢不成辦。十者醉為愁本。何以故。醉中多失。醒已慚愧憂愁。十一者身力轉少。十二者身色壞。十三者不知敬父。十四者不知敬母。十五者不敬沙門。十六者不敬婆羅門。十七者不敬伯叔及尊長。何以故。醉悶怳惚所別故。十八者不尊敬佛。十九者不敬法。二十者不敬僧。二十一者朋黨惡人。二十二者疎遠賢善。二十三作破戒人。二十四者無慚無愧。二十五者不守六情。二十六者縱色放逸。二十七者人所憎惡不喜見之。二十八者貴重親屬及諸知識所共擯棄。二十九者行不善法。三十者棄捨善法。三十一者明人智士所不信用。何以故。酒放逸故。三十二者遠離涅槃。三十三者種狂癡因緣。三十四者身壞命終墮惡道泥裂中。三十五者若得為人所之生處常當狂駿。如是等種種過失。是故不飲。如偈說。酒失覺知相 身色濁而惡 智心動而亂 慚愧已被劫 失念增瞋心 失歡毀宗族 如是雖名飲 實為飲死毒 不應瞋而瞋 不應笑而笑 不應哭而哭 不應打而打 不應語而語 興狂人無異 奪諸善功德 知愧者不飲」と三十五の失を挙げ、偈によっても説いている）によつて示すが、「何況秘密門徒可酒愛用哉。依之所制」とトーンダウンされて愛用の禁止に趣き、惠果大師と十禪師順曉阿闍梨の會話として「依大乘開文之法。治病之人許鹽酒。依之亦圓坐之次呼平不得數用。若有必用。從外入不瓶之器來副茶秘用」と集会の後での円座の中で飲み交わすべきではなく、薬として茶に添えて飲用すべきであるとするのである。公然と飲用のために酒を僧房に入れてはならないとするのである。

縁起第二十は「可令神護寺家宗門徒長者大阿闍梨口入」と題するものであるが、私が昔和氣眞繩大夫の言葉にしたがつて修住した所でも有り、この地に密教の道場を建てようといつて、朝夕護法の勤行を行なつたところでもあるので、僧と檀越（信者）の親密で信頼しあう

關係が生まれ保たれたし、寺院を宗門に預けられたので、私の遺志によって神護寺の管理・運営に勤めよとするものであり、空海ゆかりの神護寺を眞言密教の檀越との結びつきの強い寺として維持せよと示すのである。

縁起第二十一は「輒不可授傳法灌頂阿闍梨職位并兩部大法」と眞言密教の奥義をきわめた出家に授けられる兩部灌頂や阿闍梨の職位の授与を厳格に為せとするものである。「夫以密教是大日如來心肝。金剛薩埵腦膽者也。而輒授非器之者。從密教主御身有出血之罪。」と密教の奥義を秘伝する相手は器をもった者でなければならず、その才器のない者へ授与されれば、密教主の御身から血が出るの罪があるとし、「大日尊勅金剛薩埵曰。不可授非器之者。若授非器之者密教不久。從法身出血罪自然可生者。」と眞言密教の第一祖から第二祖への付法に際して、師たる大日尊が金剛薩埵に付法が器ではない者に対して行なわれてはならないとし、もし器でない者になされたならば法身から出血をみるという罪が自然に生まれるはずであると曰い、第二祖の金剛薩埵は龍猛菩薩に「大日如來は、一切衆生の為に密教を説かれたのであり、すべてのものが利益を蒙らないはずはないが、この密教の教えは如意寶珠のようなものであり、大日如來の名号を聞くことはあつても、そのお姿に浴することができないのであり、ただ大日如來の威光によって一切衆生を利益するのである」と諭したといわれる。更に「阿闍梨耶我能欲知担任己私劣心不可授非器之者。若有頗證器之者唯授尊法。看定彼心器。然後授金剛界大法一部。」と阿闍梨の職位に就いた者が傲慢にも佛道を悟つたと錯誤して、器でない者に法の深奥を教えてはならないのであつて、明確に佛果を得た者に対して一尊法だけを示して、その器を見極めた上で、金剛界大法の一部を授けるようにせよと、その上で、「若有感應彼欲學者。三箇月令修行精進。然後可授兩部大法」と兩部の大法の授与に三ヶ月の精進修行を求め、器量のある出家も五十歳以後にしか兩部灌頂を受けられないとしており、赤子で寺に迎えられた者が、世俗を離れて得度を受け、具足戒を受け、満五十歳になつてやつと傳法灌頂を受け阿闍梨の職位を得るのであり、長期間にわたつての共住し共に学び、共に修行することで行行者の器量を見定めた上で、阿闍梨の職位や傳法灌頂がなされるべきだとするのである。

縁起第二十二は「金剛峯寺加東寺宗家大阿闍梨應眷務」とされるが、空海が自分自身で建立した金剛峯寺を勅願寺となつたものであるが、東寺の座主大阿闍梨が管轄すべきことを記している。

縁起第二十三は「一山土心水師建立道場每朔可修地法三箇日夜」は室生寺堅慧法師が建立した道場で、朔日ごとに避蛇の法を三箇日夜修すべきこととするものであり、避蛇の修法の枢要は凡の者へ伝えられるものではなく、金人（佛）の秘せられた重要な法であり、阿闍

梨だけに伝えられる口伝であることを示し、阿闍梨にのみ許される修法の伝授を記している。

縁起第二十四は「東寺座主大阿闍梨耶可護持如意寶珠」と題されるものであり、東寺座主の大阿闍梨が継承する寶珠は龍肝鳳腦等ではなく、自然道理を示す如来の分身なのである。祖師である空海阿闍梨の口伝によって生成された、秘中の秘であり、たやすく儀軌に注解してはならないとし、その生成の玉というのは、これが能作性（あらゆるものの主体となる性質）をもった如意寶珠であり、九種のものをあわせてこれをつくることのできるし、その作り方は……であり、「方伺其實體自然道理釋迦分身也」と、その実体は自然道理を示された釈迦の分身なのであり、法燈を継ぐ東寺座主大阿闍梨に継承されるべきものであるが、私が大唐大師から受け継いだ如意寶珠は、海を渡って日本に持ち帰ったが室生寺の精進峯に秘藏されていると記してある。曼荼羅が世界を象徴すると同様にこの如意寶珠も釈迦の自然道理を象徴するものであり、継承された釈迦の教えを象徴するものとして位置づけられている。だが師資相承の形を取り、密教の深奥を究めた者だけがこの如意寶珠に籠められた自然道理の法相をにより、智慧も、護られるべき存在としての秘力も、法燈をも受け継ぐのである。

縁起第二十五は「若有末世凶婆非彌等擬破密華蘭應修法」と題されるものであり、昔、南天竺で凶婆、非彌が密華蘭をは破壊したが、密華蘭の中に強信の門徒がいて奥砂子平の修法を七日間行なうことで、凶婆、非彌を退散させ、密華蘭を守り、密教を守ることが出来たという故事に因んで、傳法灌頂阿闍梨に継承される印契を法呂を勤め護るべきであると説く。印契密語はその才能・佛果を得られない者には授けてはならないとした上で、「當知易得難大阿闍梨位」「非可傳法印密語猥雜」と大阿闍梨の職位を得ることよりその職務を全うすることの困難を説き、伝承された印契や密語を粗雑に扱うことを強く戒めている。

(四)

「佛教、とくに大乘佛教は、学問を一般民衆の間にまで普及浸透せしめることをめざしていました。それは大乘佛教の民衆的性格から見ても当然の帰結でした。」とは『仏典のことば』の中での中村元氏の言葉である。氏は、さらに原始經典の『シンガラへの教え』の一節に説かれた「師は次の五つのしかたで弟子を愛する。すなわち、(一) 善く訓育し指導する。(二) 善く習得したことを受持させる。(三) 忘れな

いようにさせる。(三)すべての学芸の知識を説明する。(四)友人朋輩の間にかれのことを吹聴する。(五)諸方において庇護してやる。」を挙げ、(一)については、ブツダゴースヤによると、『汝はこのように坐るべきである。このように立つべきである。このように嚙むべきである。このように食べるべきである。悪友を避けなければならぬ。善友に親しまなければならぬ。』と、このように行ないを教えて訓育する。』のであると、(二)については、『よく習得したことを受持するように、意義と文句とを純正にたもって、実用のしかたを示して、受けたもたせる。』と、(四)については、『これはわれらの弟子であるが、傑出して、学識多く、わたくしにも等しい。このように見なしてください。』と、(五)については、『友人朋輩のあいだに吹聴するのである。』と、さらに(五)については、ブツダゴースヤは非常によく説明している。「技能を教えることによって、一切の方角においてかれを護ってやる。技能を習得した人は、どの方向に行っても、自分の技能を示すならば、そこでかれは利益と尊敬とを受けることができる。しかしそれは実は師によってつくり出されたものである。大衆はかれの美德を語って、師であるかれの両足を洗って、『この方は実に(あの大先生のもとで)弟子として住まわれたのです』と、まず、師自身の美德を語る。梵天世界にも等しい量の利益がかれに生じて、それは師に帰属するものなのである。』つまり、ある特定の師に就学したということが知れると、その師の名声・評判が他の諸地方でも弟子を護ってくれるといふのである。ブツダゴースヤはまた別の解釈をも示している。「さらにまたこの弟子が呪を語るならば、森の中を歩いて行っても盗賊もかれを見ないし、非人も蚊などもかれを悩まさない。だから教えてくれる人々はかれをもろの方角において護ってくれるのである。」「あるいはまたかれがどの地方に行っても、望みを起して自分のもとに近づいた人たちに『この方向にわれらの弟子が住んでいる。かれとわたしではこの技能に関しては区別は存在しない。そちらへ行って、かれに尋ねなさい』と、このように弟子を推奨して、かれに利益と尊敬が起るようにならして、庇護してやる。すなわち支持してやる、という意味である。」と註釈を加えているが、行儀・作法を通じて、世界観・生活観を身に付けさせ、弟子が師の下で習得した知識・技能を忘れず、活用するために行為や理論の意味を純正に伝えるばかりでなく、実践する方途を示し、弟子の優秀性を誇示し、また弟子の生活の道を確保することにまで及んでいる。こうしたことは原始仏典に示されていることであるので、大衆の成佛を説く大乘佛教においては、更に徹底されているはずである。

「遺告二十五箇條」は空海が弟子・信徒に示した遺訓であるが、教育学の観点からは縁起第一に示された「成秘密道場努力勿令雜住。」

および「師師相傳為道場者也。豈可非門徒者猥雜哉。」、縁起第二の「夫以吾道興然。專此大德信力也。」、「大經藏事一向預此大德……依之未知情弟子等勿令封閉。」および「以眞言為本宗以顯教為邊教」、縁起第三では「不可求年蔭次第。」、「亦門徒之間以成立可為長者。」、「食堂佛前召侍大阿闍梨并二十四僧童子等可令習誦五悔」と題される縁起第七では唐の青龍寺の例に倣って「宗徒大阿闍梨之童子并諸明德達之童子等令會集食堂。僧達一人童達一人。共令習學五悔每夜現槩。即闕大衆所得十分之一。充行諸童子等紙墨料。案彼示此而已。但遂不可成出者。雖常住寺内。更強喚不可令此庭列。見器惟品可催之。亦九方便於大阿闍梨前。召集諸德弟子之内堪能之僧等。每夕可令習誦。」、「宿住眞言場欲為師師門徒者先須以情操為本」とする縁起第九、縁起第十一にいわれる「一心專念將敬尊座主官長」、「末代弟子可令兼學三論法相」を定める縁起第十二、「可試度宗家年分」を定める縁起第十六、縁起第十七にいわれる「雖門徒數千萬併吾後生弟子也。雖不見祖師吾顔。有心之者。必聞吾知恩德之由。」および「護繼密教壽命可令開龍三華庭謀也。」、「輒不可授傳法灌頂阿闍梨職位并兩部大法」と題される縁起第二十一の「夫以密教是大日如來心肝。金剛薩埵腦膽者也。而輒授非器之者。從密教主御身有出血之罪。是以昔大日尊勅金剛薩埵曰。不可授非器之者。若授非器之者密教不久。從法身出血罪自然可生者。又金剛薩埵宣龍猛菩薩。伏以大日如來為一切衆生說密教也。」、「是故阿闍梨耶我能欲知道任已私劣心不可授非器之者。若有頗證器之者唯授尊法。看定彼心器。然後授金剛界大法一部。」および「若有感應彼欲學者。三箇月令修行精進。然後可授兩部大法。」、「東寺座主大阿闍梨耶可護持如意寶珠」と題される縁起第二十四の「方伺其實體自然道理釋迦分身」、縁起第二十五に示された「當知易得難大阿闍梨位。豈應非用心哉。」が注目に値するものである。

縁起第一では東寺を眞言密教の道場とし、非門徒の雜住を認めない門徒の修行の場とし、縁起第二では東寺などは眞言を本宗とし、顯教を邊教と位置づけるばかりではなく、空海の後継者として實慧大徳を指名した上で、眞言密教の興隆は實慧大徳の信仰上の力が必要であるし、宗門の財産である大經藏の管理はこの大徳に委ね、人情を知らない弟子には大經藏の典籍を開封させてはならないとしている。縁起第三では東寺を筆頭とする眞言密教の宗門の指導者（長者）は宗門の者から入門の年次ではなく、修業の成果（佛果）によって選出すべきであるとしており、縁起第七では、唐の青龍寺の例に倣って僧と童子が一緒になって食堂に會集して五悔（金剛界の懺悔礼佛法で至心帰命・至心懺悔・至心隨喜・至心勸請・至心廻向の五段からなる）學習させ、この共同習誦への参加・不参加を木札で確認するし、僧達の所得の十分の一を童子の紙墨料に充てる。童子の中でも佛弟子としての将来がおぼつかない者には、寺に常住する者といえども、この五悔の

習誦には参加させてはならず、器量を見、品性を考えてこれを行なうべきであるし、九方便（胎藏法における懺悔礼佛法で、作法・出罪・帰依・施身・発菩提心・随喜・勧請・奉請法身・廻向の九種方便からなる）は、大阿闍梨の前で諸々の徳ある弟子の内から特に優れた僧たちを召集して、毎夕習誦させるべきであるとして、佛弟子として将来ある者、すなわちその素質・器量を重視しているし、縁起第九では、女人禁制の寺においての弟子養成は、弟子の選定（在家の門徒から寺に預かり、養育し、操行良好なる者を選んだ上）で、出家させ、宗門一致してこれらの童子を教育すべきであると論している。縁起第十でも、「末世後生弟子之内成立僧綱者。非求上下萌次。以最初出可為東寺長者。」と縁起第三での「不可求年萌次第。」亦門徒之間以成立可為長者。」をくりかえしている。縁起第十一では宗門が長者を中心として一致団結することを求め、縁起第十二では末世の弟子に三論法相の兼学を求めているが、それは空海が『秘密曼荼羅十住心論』で解明した信仰心の発達に沿ったものであり、密教が顕教より勝れたものであるとする『辯顯密二論』に依ったものであった。また縁起第十六は出家者の宗門での試度を定め、縁起第十七では末世の弟子で吾が顔に見えずとも、吾徳を慕って入門したからには祖師の恩を忘れることなく、修行し、ゆめゆめ碁・琴などの娯楽に耽溺してはならないとしており、僧尼令で規定されている通り制限を課すのであり、レクレーションの効用を容れないのである。縁起第二十一は「輒不可授傳法灌頂阿闍梨職位并両部大法」と題されるが、「夫以密教は大日如來心肝。金剛薩埵腦膽者也。而輒授非器之者。從密教主御身有出血之罪。是以昔大日尊勅金剛薩埵曰。不可授非器之者。若授非器之者密教不久。從法身出血罪自然可生者。又金剛薩埵宣龍猛菩薩。伏以大日如來為一切衆生說密教也。」と密教の付法の伝承を引いて、器量のない者への傳法灌頂を許さないことを故事をもって語るばかりでなく、器量ありと見定めた者に対しても「若有感應彼欲學者。三箇月令修行精進。然後可授兩部大法。」と二ヶ月の修行精進を要求すべきことを定めるのである。縁起第二十四は東寺座主大阿闍梨に継承さるべき寶珠は自然道理をさとられた釋迦如來の分身なり、としてその護持を求め、更に縁起第二十五で大阿闍梨の職位の継承よりも、その職務の遂行が困難であることを殊更に明記するのである。

總體的に教育の側面から見れば、この遺告は機根を重視し、早期教育を重視するものである。密教という制約もあるが、個々の個性を見抜きそれに応じた教育をというより、一個のエリート育成を図るために、機根を重視し、僧堂での生活に慣れ、器量あるものを選抜し、修行を課したものだたと考えられる。ましてや天才的な語学の才能を発揮した空海の諸經典の涉獵が広く梵語經典にまで及んでいるので

あり、究極とした阿・吽の字義にまで至ったのではなからうか。

童子として眞言宗の寺に入り、清掃など寺の雑用をしながら、般若心経などを師匠から習い、写し、眞言・陀羅尼、日常読誦の經典を習った上で、朝夕の勤行に参加できるようになる。般若理趣経、観音経（『妙法蓮華経』觀世音菩薩普門品）、般若心経、三陀羅尼（佛頂尊勝陀羅尼、寶篋印陀羅尼、阿彌陀如來根本陀羅尼）などが読誦できるようになる頃に、得度式が行なわれる。得度に際して七遮（出佛身血〔佛を傷つけること〕・殺父・殺母・殺和尚・殺阿闍梨・破羯磨轉法輪僧〔教団を分裂させ、活動を妨げること〕・殺聖人）のないことを確認され、三帰、十重禁戒（『大乘の戒律に定める十種の重大な禁戒』不殺戒・不盜戒・不婬戒・不妄語戒・不酤酒戒・不說過罪戒・不自讚毀他戒・不慳戒・不瞋戒・不謗三寶戒 十善戒を授けられる場合もある。十善戒『十悪（殺生・偷盜・邪婬・妄語・両舌・惡口・綺語・貪欲・瞋恚・邪見）を行なわないこと』）を授けられる。得度を受けると小僧になり、經典の読誦の練習に加えて声明、梵字悉曇の練習が始まり、寺の年中行事に参加しながら法会・法事の儀式作法を学んでいく。この時期に眞言宗の基本的な教義書（龍猛著『菩提心論』・空海著の『秘藏寶鑰』・『辯顯二教論』・『即身成佛義』・『聲字實相義』・『吽字義』・『般若心経秘鍵』の十卷章とこれに龍猛著の『釋摩訶衍論』・『大日経住心品疏』など）を学習し、佛典ばかりでなく、外典も学習する。小僧として三〜五年の修行を経て、四度加行を行なう。四度は如意輪法・金剛界供養法・胎藏界供養法・不動護摩法の四つの作法であり、その練行を行なうことである。この練行は戒入堂・十八道加行（礼拝加行）・十八道初行（如意輪法）・十八道正行（如意輪法）・金剛界加行（如意輪法）・金剛界初行（金剛界供養法）・金剛界正行（金剛界供養法）・胎藏界加行（金剛界供養法）・胎藏界初行（胎藏界供養法）・胎藏界正行（胎藏界供養法）・護摩初行（不動護摩供養法）・護摩正行（不動護摩供養法）の練行を行なうが、目安の日数通りに行なうと三年以上の時間を要するので、大体三百日程度に縮めて行われていたようである。水行あり、五体投地あり、深夜の行あり、『般若心経』の読誦あり、身体的にも・精神的にも苦行である。四度加行が成満した後に、諸佛の供養法を伝授される印可加行が行われ、その後で三聚戒（攝律儀戒・攝善法戒・饒益有情戒）・四重戒（①正法を捨てて邪行を起ささないこと ②菩提心を捨てないこと ③一切の法において慳嗔しないこと ④一切衆生において不饒益の行いをしないこと）・十無盡戒（①菩提心を退すべからず ②三寶を捨離し、外道に帰依すべからず ③三寶および三乗の法を毀謗すべからず ④甚深の大乗經典において、通解せざるにおいて、疑惑をなすべからず ⑤衆生ありて、すでに菩提心を発する者をば、和悦歎美すべし ⑥未だ菩提心を発せざる者を

ば、勧誘引接すべし ⑦小乗の人、邪見の人に対して、深妙の大衆を説くべからず ⑧諸々の邪見等の法を發起すべからず ⑨外道の前に
おいて、自ら我は無上菩提の妙戒を具すと説くべからず ⑩一切衆生において、損害ありて利益なきの心をば、皆作すべからず)の三昧耶
戒授けられた後、傳法灌頂が行われて一人前の眞言の僧となるのでされているのである。小僧としての修行期間はほぼ十年とされる。經典
の読誦・習学にとどまらず、声明・悉曇・教理の学習が不可欠であり、古義眞言宗の僧侶は高野山で、新義眞言宗の僧は智積院もしくは長
谷寺に遊学した。だが、例えば悉曇の習学では、摩多(母音)と正文(子音)の書き方と発音を学ぶ。引き続き摩多と正文とによって切
り継ぎ一万余の文字を学ぶ。四十七の字母(摩多と正文)とを十八条のルールに従って切り継いで、複合文字を作る。これを悉曇十八章建
立というが、これで悉曇の文字とその発音はできるようになる。その後、澄禪の『種字本』などによって、それぞれの本尊(諸佛)の種字
を、能筆の師に従い、はけ書き、毛筆書きなどを学び、智廣の『悉曇字記』とか、淨嚴の『悉曇三密照鈔』とかの講伝を受けていたよう
であるが、江戸期の日本の悉曇学は、辞典もなく、八転声(≡名詞などの変化)などは学んでも原典を読むことはできず、諸眞言、陀羅尼な
ども理解できず、その意味内容に至っては、こういう意味だと聞き伝える位のものであったらしい。だから遊学して悉曇を学んでも、梵字
が書けたり読めたりした程度に過ぎなかった。

眞言宗における僧の養成が上記のような厳しい過程をたどるのは、空海の遺した諸遺誠・遺告の精神を保持しようとするものであること
はいままでもない。在家の門徒の指導者として、その権威を保つ為には厳しい修行が不可欠であるが、その修行に際して素質・器量を重視
し、品性を尊ぶために、寺に童子として預けられ、佛門の修行を積むべき者が、眞言宗の僧侶の縁者・武士の二・三男であり、在郷の有力者
の二・三男であったという近世の資料の語るところは、こうした修行の厳しさと、素質・器量の重視と無縁ではなからう。修行すべき
道場は他宗派の僧の雑任を認めにことも上記の教理の修学と無縁とは言い難く、祖師が求めた梵語の学習も教理を継承させようとするもの
であるが、文字の習得だけでも数年を要し、それを活用する場(すなわち、梵語原典で経を学ぶ必然性と梵語原典そのものが稀少)に欠け
ていたことが、更には教理以上に宗教的威嚴の確保の必要(密教にまつわる年中行事での作法のやかましき)が禍しているとも思われる。
その上眞言宗が空海という傑出した人によって成ったものであり、宗祖以後教学の展開をしなかったことは、遺誠・遺告の教えにもかかわ
らず、宗軌にとらわれ、法を聞く以上に呪術的方途による現世的利益を求める哀れな衆生に依拠せざるをえなかった社会的事情を無視する

」とはできません。

主要参考文献

- 『御遺告』(一)『二十五箇條遺告』 大正大藏經第七十七卷
『遺誡』(一)『弘法大師伝記全集第一卷』
『弘法大師全集』 第一卷 第八卷
上山春平著 『空海』
宮坂宥勝著 『密教世界の構造』
渡辺照宏・宮坂宥勝著 『沙門空海』
金岡秀友著 『密教の哲学』
宮坂宥勝・梅原猛著 『生命の海』(仏教の思想9)
稲谷祐宣著 『密教の教育・行事・儀礼』